

## 防災機能強化(ブロック塀等の安全対策に係る工事)の 事業要件、対象経費等について

### 1. 事業要件について

防災機能強化(ブロック塀等の安全対策に係る工事)の事業補助対象となる工事は以下の通りです。

安全性に問題のあるブロック塀等を有しており、第1段階または第2段階の点検が完了し、設置時の建築基準法に違反していないブロック塀等の安全対策に係る工事

(補足)

- ・ 安全性に問題があるブロック塀等を撤去、再設置、改修するために、安全性に問題のないブロック塀等(当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。)も合わせて一体的に撤去等しなければならない場合は、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助の対象とする。
- ・ 敷地内に複数のブロック塀等を有しており、一部が設置時の建築基準法に違反している場合は、違反しているブロック塀等については対象外とする。

### 2. 対象経費

撤去、再設置、改修に係る工事費及び付帯工事費(現状復旧に係る工事費も含む)

※点検費、申請手数料、本工事に関連しない工事については対象外。

(補足)

- ・ 撤去のみの場合は、補助対象としない。
- ・ 「再設置」とは、元々有しているブロック塀等を撤去後、同じ場所にフェンス等を設置する工事をいう。
- ・ 「改修」とは、亀裂補修や控え壁の設置等、土台の撤去を伴わない工事をいう。
- ・ 補助対象となる長さ(元々有しているブロック塀等の長さ)相当以上のフェンス等の再設置については、原則、補助対象とはしない。